県 政 経 営 会 議 資 料 令和5年(2023年)1月17日(火) 健康医療福祉部生活衛生課

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

ふぐ処理者の知識および技術等の全国的な平準化を図ること等を目的とし、厚生労働省からふぐ処理者の認定等に関する指針等が示されたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) ふぐ調理師をふぐ処理者に改めるなどこの条例の用語の整理を行うこととします。(第2条関係)
- (2) ふぐ処理者の免許を受けることができる者を、ふぐ処理者試験に合格した者ならびに他の都道府県知事等が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、ふぐ処理者試験に合格した者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるものとすることとします。(第3条関係)
- (3) ふぐ処理者試験の受験資格について、調理師の免許を要しないこととします。(第6条 関係)
- (4) 営業者(飲食店営業者に限る。)は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師の免許を受けている者を置くように努めなければならないこととします。(第17条関係)
- (5) その他
  - ア この条例は、令和5年6月1日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
  - エ その他必要な規定の整備を行うこととします。

#### 議第 号

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和5年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

目次中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。 第1条中「取扱い」を「処理」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中「ふぐ」の右に「を食用に供するために、ふぐ」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同号を同条第4号とする。

「第2章 ふぐ調理師」を「第2章 ふぐ処理者」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
- (2) 他の都道府県知事または地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市 もしくは特別区の長(以下「他の都道府県知事等」という。)が行うふぐの処理に関する試験 に合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であって、 前号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると知事が認めるもの

第3条第2項中「ふぐ調理師の」を「ふぐ処理者の」に、「ふぐ調理師名簿」を「ふぐ処理者名簿」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師免許証」を「ふぐ処理者免許証」に改める。

第4条第1項から第3項までの規定中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第4項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「失そう」を「失踪」に改める。

第5条の見出しを「(ふぐ処理者試験)」に改め、同条中「試験」を「ふぐ処理者試験」に、「ふ ぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第6条を削る。

第6条の2の見出しを「(滋賀県ふぐ処理者試験委員会)」に改め、同条第1項中「滋賀県ふぐ 調理師試験委員会」を「滋賀県ふぐ処理者試験委員会」に改め、同条第2項中「試験の」を「ふ ぐ処理者試験の」に改め、同条を第6条とする。

第6条の3第2項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第3項中「試験」を「ふぐ 処理者試験」に改め、同条を第6条の2とする。

第7条中「第8条第1項第2号」を「第8条第1項」に、「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第7条の2および第7条の3中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当する」を「ふぐ 処理者が不正の手段によりふぐ処理者の免許を取得した」に改め、同項各号を削り、同条第2項 各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項第4号中「ふぐ調理師」を 「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」 に改める。

第9条の見出し中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改め、同項第4号中「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項中「ふぐ調理師は」を「ふぐ処理者は」に、「ふぐ調理師講習」を「ふぐ処理者講習」に改め、同条第3項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第10条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、 「取扱い」を「処理」に改める。

第11条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第12条中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改める。

第3章の章名中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改める。

第13条の見出し、同条各号列記以外の部分および同条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、「取扱い」を「処理」に改める。

第 14 条第 1 項中「ふぐ取扱施設届出済証」を「ふぐ処理施設届出済証」に改める。

第15条中「ふぐ取扱施設内」を「ふぐ処理施設内」に改める。

第16条第1号中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同条第2号中「失そう」を「失踪」に改め、同条第4号中「が破産した」を「について破産手続開始の決定があった」に改め、同条第5号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

第17条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「取扱い」を「処理」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項第1号中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 営業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けた飲食店営業者に限る。)は、その経営するふぐ処理施設ごとに、調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の調理師の免許を受けている者を置くよう努めなければならない。

第18条の見出し中「取扱い」を「処理」に改め、同条中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」 に、「取扱い」を「処理」に改める。

第19条各号を次のように改める。

- (1) ふぐ処理者
- (2) 営業者
- (3) 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた魚介類販売業者または魚介類競り売り営業者 第21条第1項中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に、「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に、 「取扱い」を「処理」に改める。

第24条中「取扱い」を「処理」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条第1項の規定によるふぐ調理師の免許(以下「旧免許」という。)を受けている者は、改正後の滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(以下「新条例」という。)第3 条第1項の規定によるふぐ処理者の免許(以下「新免許」という。)を受けた者とみなす。
- 3 旧条例第3条第2項のふぐ調理師名簿は、新条例第3条第2項のふぐ処理者名簿とみなし、 この条例の施行の際現に旧条例第3条第2項の規定によりなされているふぐ調理師名簿への登録は、新条例第3条第2項の規定によりなされたふぐ処理者名簿への登録とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により交付されている旧免許に係るふぐ 調理師免許証は、新条例第3条第3項の規定により交付された新免許に係るふぐ処理者免許証 とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第5条の規定により行われたふぐ調理師試験に合格している 者は、新条例第5条の規定により行われたふぐ処理者試験に合格した者とみなす。
- 6 旧条例第8条第1項第2号または第2項(第1号を除く。)の規定により旧免許の取消処分 を受けた後、その取消処分の日から1年を経過しない者は、新条例第7条に規定する者とみな す。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第 10 条の規定により旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に新条例第 10 条の規定により新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該新免許に係るふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、

施行日におけるその者に係る旧免許に係るふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と 同一の期間とする。

- 8 この条例の施行の際現に旧条例第 14 条第 1 項の規定により交付されているふぐ取扱施設届出済証は、新条例第 14 条第 1 項の規定により交付されたふぐ処理施設届出済証とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第 18 条の規定によりふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられている者は、施行日に新条例第 18 条の規定によりふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなす。この場合において、当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ぜられたものとみなされる者に係るふぐの処理を停止する期間は、施行日におけるその者に係るふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ぜられた期間の残存期間と同の期間とする。
- 10 第2項から前項までに規定するものを除くほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 11 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 12 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 18 年滋賀県条例第 71 号) の一部を次のように改正する。

別表(72)の2の項ア中「ふぐ調理師」を「ふぐ処理者」に改め、同項カ中「試験」を「ふぐ 処理者試験」に改め、同項ク中「ふぐ取扱施設」を「ふぐ処理施設」に改め、同項ス中「取扱 い」を「処理」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

13 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第24号を次のように改める。

(24) ふぐ処理者試験免許手数料

ふぐ処理者試験	1人1回につき	7,400 円	
ふぐ処理者免許	1件につき	5,800円	
ふぐ処理者免許証再交付	司	3,600円	
ふぐ処理者免許証書換	同	3,400 円	

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例新旧対照表

旧	新		
目次	目次		
第1章 総則(第1条・第2条)	第1章 総則(第1条・第2条)		
第2章 <u>ふぐ調理師</u> (第3条-第12条)	第2章 <u>ふぐ処理者</u> (第3条-第12条)		
第3章 <u>ふぐ取扱施設</u> および営業者(第13条-第18条)	第3章 <u>ふぐ処理施設</u> および営業者(第13条-第18条)		
第4章 ふぐの販売 (第19条・第20条)	第4章 ふぐの販売 (第19条・第20条)		
第5章 雑則(第21条・第22条)	第5章 雑則 (第21条・第22条)		
第6章 罰則(第23条-第26条)	第6章 罰則(第23条-第26条)		
付則	付則		
(目的)	(目的)		
第1条 この条例は、ふぐの <u>取扱い</u> および販売について必要な規制を行	第1条 この条例は、ふぐの <u>処理</u> および販売について必要な規制を行う		
うことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的と	ことにより、ふぐの毒による食中毒の発生を防止することを目的とす		
する。	る。		
(定義)	(定義)		
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ		
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。		
(1) ふぐの取扱い ふぐを食用に供するために、処理し、調理し、ま	(削除)		
たは加工することをいう。			
(2) 処理 ふぐの卵巣、肝臓およびその他の部分で人の健康を損なう	(1) 処理 ふぐ <u>を食用に供するために、ふぐ</u> の卵巣、肝臓およびその		

おそれのあるもの(以下「有毒部分」という。)を除去し、または 塩蔵等により人の健康を損なわないようにすることをいう。

- (3) <u>ふぐ調理師</u> <u>ふぐ調理師</u>の名称を用いてふぐの<u>取扱い</u>に従事する ことができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- (4) ふぐ取扱施設 ふぐの取扱いを業として行うための施設をいう。
- (5) 営業者 第13条の規定により知事に届け出た<u>ふぐ取扱施設</u>を経営 する者をいう。

#### 第2章 ふぐ調理師

(免許)

- 第3条 <u>ふぐ調理師</u>の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、 その申請に基づいて知事が与える。
  - (1) 知事が行うふぐ調理師試験(以下「試験」という。) に合格した 者
  - (2) 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の調理師の免許を 受けており、かつ、他の都道府県において処理に関する免許を受け ている者であって、知事が適当と認めるもの

2 <u>ふぐ調理師の</u>免許は、<u>ふぐ調理師名簿</u>に規則で定める事項を登録することによって行う。

他の部分で人の健康を損なうおそれのあるもの(以下「有毒部分」 という。)を除去し、または塩蔵等により人の健康を損なわないよ うにすることをいう。

- (2) <u>ふぐ処理者</u> <u>ふぐ処理者</u>の名称を用いてふぐの<u>処理</u>に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- (3) ふぐ処理施設 ふぐの処理を業として行うための施設をいう。
- (4) 営業者 第13条の規定により知事に届け出た<u>ふぐ処理施設</u>を経営 する者をいう。

#### 第2章 ふぐ処理者

(免許)

- 第3条 <u>ふぐ処理者</u>の免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、 その申請に基づいて知事が与える。
  - (1) 知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
  - (2) 他の都道府県知事または地域保健法施行令(昭和23年政令第77号) 第1条に規定する市もしくは特別区の長(以下「他の都道府県知事 等」という。)が行うふぐの処理に関する試験に合格し、当該他の 都道府県知事等のふぐの処理に関する免許等を受けている者であっ て、前号に掲げる者と同等以上の知識および技能を有すると知事が 認めるもの
- 2 <u>ふぐ処理者の</u>免許は、<u>ふぐ処理者名簿</u>に規則で定める事項を登録することによって行う。

3 知事は、免許を与えたときは、<u>ふぐ調理師免許証</u>(以下「免許証」 という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

- 第4条 <u>ふぐ調理師</u>は、前条第2項の規定による登録事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添付し、その書換えを受けなければならない。
- 2 <u>ふぐ調理師</u>は、免許証を亡失し、またはき損したときは、速やかに 免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 3 <u>ふぐ調理師</u>は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失 した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければ ならない。
- 4 <u>ふぐ調理師</u>が死亡し、または<u>失そう</u>の宣告を受けたときは、同居の 親族またはその他の同居者は、速やかに免許証を知事に返納しなけれ ばならない。

(試験)

第5条 <u>試験は、ふぐ調理師</u>として必要な知識および技能について、毎年1回以上知事が行う。

(受験資格)

第6条 試験は、調理師法第3条第1項の調理師の免許を受けている者でなければ、受けることができない。

(滋賀県ふぐ調理師試験委員会)

3 知事は、免許を与えたときは、<u>ふぐ処理者免許証</u>(以下「免許証」 という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

- 第4条 <u>ふぐ処理者</u>は、前条第2項の規定による登録事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。この場合において、免許証の記載事項に変更を生じたときは、免許証を添付し、その書換えを受けなければならない。
- 2 <u>ふぐ処理者</u>は、免許証を亡失し、またはき損したときは、速やかに 免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 3 <u>ふぐ処理者</u>は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失 した免許証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければ ならない。
- 4 <u>ふぐ処理者</u>が死亡し、または<u>失踪</u>の宣告を受けたときは、同居の親族またはその他の同居者は、速やかに免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者試験)

第5条 <u>ふぐ処理者試験</u>は、<u>ふぐ処理者</u>として必要な知識および技能について、毎年1回以上知事が行う。

(削除)

(滋賀県ふぐ処理者試験委員会)

- 第6条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規 │ 第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ調理師試験委員会(以 下「試験委員会」という。)を設置する。
- 2 試験委員会は、試験の執行に関する事項について審議するものとす る。

(試験委員会の組織等)

- 第6条の3 試験委員会は、委員14人以内で組織する。
- 2 委員は、ふぐ調理師および県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、当該試験の執行が終了するまでの期間とする。ただ し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 4から6まで 省略

(絶対的欠格事由)

第7条 知事は、第8条第1項第2号または第2項(第1号を除く。) の規定によりふぐ調理師の免許の取消処分を受けた日から1年を経過 しない者に対しては、ふぐ調理師の免許を与えない。

(相対的欠格事由)

- 第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふ ぐ調理師の免許を与えないことができる。
  - (1) 視力または精神の機能の障害によりふぐ調理師の業務を適正に行 うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが

- 基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ処理者試験委員会(以下 「試験委員会」という。)を設置する。
- 2 試験委員会は、ふぐ処理者試験の執行に関する事項について審議す るものとする。

(試験委員会の組織等)

- 第6条の2 試験委員会は、委員14人以内で組織する。
- 2 委員は、ふぐ処理者および県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、当該ふぐ処理者試験の執行が終了するまでの期間と する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 4から6まで 省略

(絶対的欠格事由)

第7条 知事は、第8条第1項または第2項(第1号を除く。)の規定 によりふぐ処理者の免許の取消処分を受けた日から1年を経過しない 者に対しては、ふぐ処理者の免許を与えない。

(相対的欠格事由)

- 第7条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ふ ぐ処理者の免許を与えないことができる。
  - (1) 視力または精神の機能の障害によりふぐ処理者の業務を適正に行 うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが

できない者

(2) 省略

(意見の聴取)

第7条の3 知事は、ふぐ調理師の免許を申請した者について、前条第 1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定によりふぐ調理師の免 許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を 通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を 聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

- 第8条 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、 その免許を取り消すものとする。
  - (1) 調理師法第6条の規定により調理師の免許を取り消されたとき。
  - (2) 不正の手段によりふぐ調理師の免許を取得したとき。
- 2 知事は、ふぐ調理師が次の各号のいずれかに該当するときは、その 免許を取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止すること ができる。
  - (1)から(3)まで 省略
  - (4) ふぐ調理師の責めに帰すべき事由により、業としてのふぐの取扱 いに関しふぐの毒による重大な事故を発生させたとき。
- (5) 省略

できない者

(2) 省略

(意見の聴取)

第7条の3 知事は、ふぐ処理者の免許を申請した者について、前条第 1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定によりふぐ処理者の免 許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を 通知し、その求めがあったときは、知事の指定する職員にその意見を 聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第8条 知事は、ふぐ処理者が不正の手段によりふぐ処理者の免許を取 得したときは、その免許を取り消すものとする。

(削除)

(削除)

- 2 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その 免許を取り消し、または期間を定めてその免許の効力を停止すること ができる。
  - (1)から(3)まで 省略
  - (4) ふぐ処理者の責めに帰すべき事由により、業としてのふぐの処理 に関しふぐの毒による重大な事故を発生させたとき。
  - (5) 省略
- 3 ふぐ調理師は、前2項の規定によりふぐ調理師の免許を取り消され │3 ふぐ処理者は、前2項の規定によりふぐ処理者の免許を取り消され

たときは、当該処分があったことを知った日から5日以内に、免許証 を知事に返納しなければならない。

(ふぐ調理師の義務)

- 第9条 <u>ふぐ調理師</u>は、業としてふぐの<u>取扱い</u>に従事するに当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 第13条の規定により届出がなされた<u>ふぐ取扱施設</u>以外の場所で、 ふぐの取扱いに従事しないこと。
  - (2)および(3) 省略
  - (4) ふぐの<u>取扱い</u>に用いた器具等は、十分に洗浄すること。
- 2 <u>ふぐ調理師は</u>、知事が指定する<u>ふぐ調理師講習</u>を受けなければならない。
- 3 <u>ふぐ調理師</u>は、ふぐの<u>取扱い</u>に関する知識の修得および技能の向上 に努めなければならない。

(ふぐの取扱いの停止等)

- 第10条 知事は、<u>ふぐ調理師</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該<u>ふぐ調理師</u>に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を 定めて、業としてのふぐの取扱いの停止を命ずることができる。
  - (1)および(2) 省略

(従事の制限)

第11条 <u>ふぐ調理師</u>でない者は、業としてふぐの<u>取扱い</u>に従事してはならない。ただし、<u>ふぐ調理師</u>(前条の規定によりふぐの<u>取扱い</u>の停止

たときは、当該処分があったことを知った日から5日以内に、免許証 を知事に返納しなければならない。

(ふぐ処理者の義務)

- 第9条 <u>ふぐ処理者</u>は、業としてふぐの<u>処理</u>に従事するに当たっては、 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 第13条の規定により届出がなされた<u>ふぐ処理施設</u>以外の場所で、 ふぐの処理に従事しないこと。
  - (2)および(3) 省略
  - (4) ふぐの処理に用いた器具等は、十分に洗浄すること。
- 2 <u>ふぐ処理者は</u>、知事が指定する<u>ふぐ処理者講習</u>を受けなければならない。
- 3 <u>ふぐ処理者</u>は、ふぐの<u>処理</u>に関する知識の修得および技能の向上に 努めなければならない。

(ふぐの処理の停止等)

- 第10条 知事は、<u>ふぐ処理者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該<u>ふぐ処理者</u>に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を 定めて、業としてのふぐの処理の停止を命ずることができる。
  - (1)および(2) 省略

(従事の制限)

第11条 <u>ふぐ処理者</u>でない者は、業としてふぐの<u>処理</u>に従事してはならない。ただし、<u>ふぐ処理者</u>(前条の規定によりふぐの<u>処理</u>の停止を命

を命ぜられた者を除く。)の立会いの下にその指示を受けてふぐの<u>取</u> 扱いに従事するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第12条 <u>ふぐ調理師</u>でない者は、<u>ふぐ調理師</u>またはこれに類似する紛ら わしい名称を用いてはならない。

第3章 ふぐ取扱施設および営業者

(ふぐ取扱施設の届出)

- 第13条 <u>ふぐ取扱施設</u>を経営しようとする者は、あらかじめ、<u>ふぐ取扱</u> 施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
  - (1) ふぐ取扱施設の名称および所在地
  - (2) 専任の<u>ふぐ調理師</u> (専ら当該<u>ふぐ取扱施設</u>において、ふぐの<u>取扱</u> いに従事するふぐ調理師をいう。以下同じ。) の氏名
  - (3) 省略

(届出済証の交付等)

- 第14条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、<u>ふぐ取扱施</u> 設届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。
- 2から4まで 省略

(届出済証の掲示)

第15条 営業者は、届出済証を<u>ふぐ取扱施設内</u>の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の返納)

ぜられた者を除く。)の立会いの下にその指示を受けてふぐの<u>処理</u>に 従事するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第12条 <u>ふぐ処理者</u>でない者は、<u>ふぐ処理者</u>またはこれに類似する紛ら わしい名称を用いてはならない。

第3章 ふぐ処理施設および営業者

(ふぐ処理施設の届出)

- 第13条 <u>ふぐ処理施設</u>を経営しようとする者は、あらかじめ、<u>ふぐ処理</u> 施設ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
  - (1) ふぐ処理施設の名称および所在地
  - (2) 専任の<u>ふぐ処理者</u>(専ら当該<u>ふぐ処理施設</u>において、ふぐの<u>処理</u> に従事するふぐ処理者をいう。以下同じ。) の氏名
  - (3) 省略

(届出済証の交付等)

- 第14条 知事は、前条の規定による届出を受理したときは、<u>ふぐ処理施</u> <u>設届出済証</u>(以下「届出済証」という。)を交付する。
- 2から4まで 省略

(届出済証の掲示)

第15条 営業者は、届出済証を<u>ふぐ処理施設内</u>の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(届出済証の返納)

- 第16条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者は、速 やかに届出済証を知事に返納しなければならない。
  - (1) 営業者が<u>ふぐ取扱施設</u>を廃止した場合 営業者(法人であるときは、その代表者)
  - (2) 営業者が死亡し、または<u>失そう</u>の宣告を受けた場合 同居の親族 またはその他の同居者
  - (3) 省略
  - (4) 営業者が破産した場合 その破産管財人
  - (5) 営業者が法人であって、その法人が合併または<u>破産</u>以外の理由により解散した場合 その清算人

(営業者の義務)

- 第17条 営業者は、<u>ふぐ調理師</u>または<u>ふぐ調理師</u>の立会いの下にその指示を受けてふぐの<u>取扱い</u>を行う者でなければ、ふぐの<u>取扱い</u>を行わせてはならない。
- 2 営業者は、<u>ふぐ取扱施設</u>に関し、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
- (1) 専任の<u>ふぐ調理師</u>を置くこと。ただし、営業者が自ら専任の<u>ふぐ</u> 調理師となる場合は、この限りでない。
- (2) 省略

(新設)

- 第16条 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者は、速 やかに届出済証を知事に返納しなければならない。
  - (1) 営業者が<u>ふぐ処理施設</u>を廃止した場合 営業者(法人であるときは、その代表者)
  - (2) 営業者が死亡し、または失踪の宣告を受けた場合 同居の親族またはその他の同居者
  - (3) 省略
  - (4) 営業者<u>について破産手続開始の決定があった</u>場合 その破産管財 人
  - (5) 営業者が法人であって、その法人が合併または<u>破産手続開始の決定</u> 以外の理由により解散した場合 その清算人

(営業者の義務)

- 第17条 営業者は、<u>ふぐ処理者</u>または<u>ふぐ処理者</u>の立会いの下にその指示を受けてふぐの<u>処理</u>を行う者でなければ、ふぐの<u>処理</u>を行わせてはならない。
- 2 営業者は、<u>ふぐ処理施設</u>に関し、次に掲げる事項を遵守しなければ ならない。
  - (1) 専任の<u>ふぐ処理者</u>を置くこと。ただし、営業者が自ら専任の<u>ふぐ</u> 処理者となる場合は、この限りでない。
  - (2) 省略
- 3 営業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を

(ふぐの取扱いの停止等)

第18条 知事は、営業者が前条第2項の規定に違反したときは、当該営業者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて当該ふぐ取扱施設におけるふぐの取扱いの停止を命ずることができる。

(販売の制限)

- 第19条 ふぐは、処理したものでなければ、食品として販売(不特定または多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)に供してはならない。ただし、次に掲げる者に販売する場合は、この限りでない。
  - (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の許可を受けた 飲食店営業者(第13条の規定による届出をした者に限る。)、魚介 類販売業者または魚介類競り売り営業者
  - (2) ふぐ調理師
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、規則で定める者

第20条 省略

(立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>ふぐ調理師</u>、 営業者その他の関係者から報告を求め、または食品衛生監視員(食品 受けた飲食店営業者に限る。)は、その経営するふぐ処理施設ごとに、 調理師法(昭和33年法律第147号)第3条第1項の調理師の免許を受け ている者を置くよう努めなければならない。

(ふぐの処理の停止等)

第18条 知事は、営業者が前条第2項の規定に違反したときは、当該営業者に対し、必要な措置をとることを命じ、または期間を定めて当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理の停止を命ずることができる。

(販売の制限)

- 第19条 ふぐは、処理したものでなければ、食品として販売(不特定または多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)に供してはならない。ただし、次に掲げる者に販売する場合は、この限りでない。
  - (1) ふぐ処理者
  - (2) 営業者
  - (3) 食品衛生法第55条第1項の許可を受けた魚介類販売業者または魚 介類競り売り営業者

第20条 省略

(立入検査等)

第21条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、<u>ふぐ処理者</u>、 営業者その他の関係者から報告を求め、または食品衛生監視員(食品 衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。以下同じ。)に<u>ふぐ取扱施設</u>に立ち入らせ、ふぐの<u>取扱い</u>の状況等を検査させることができる。

2 および3 省略

第22条および第23条 省略

第24条 第10条または第18条の規定によるふぐの<u>取扱い</u>の停止の命令に 違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条および第26条 省略

付則 省略

衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員をいう。以下同じ。)に<u>ふぐ処理施設</u>に立ち入らせ、ふぐの<u>処理</u>の状況等を検査させることができる。

2および3 省略

第22条および第23条 省略

第24条 第10条または第18条の規定によるふぐの<u>処理</u>の停止の命令に違 反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条および第26条 省略

付則 省略

## 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表(付則第12項関係)

旧	新			
本則および付則 省略	本則および付則 省略			
別表(第2条関係)	別表(別表第2条関係)			
(1)から(72)まで 省略	(1)から(72)まで 省略			
(72)の2 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平大津市	(72)の2 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平大津市			
成4年滋賀県条例第42号。以下この項において「条例」	成4年滋賀県条例第42号。以下この項において「条例」			
という。) および条例の施行のための規則に基づく事	という。) および条例の施行のための規則に基づく事			
務のうち、次に掲げる事務	務のうち、次に掲げる事務			
ア 条例第3条第1項の規定による <u>ふぐ調理師</u> の免	ア 条例第3条第1項の規定による <u>ふぐ処理者</u> の免			
許の申請の受付	許の申請の受付			
イから才まで 省略	イからオまで 省略			
カ 条例第5条の規定による <u>試験</u> に係る願書の受付	カ 条例第5条の規定による <u>ふぐ処理者試験</u> に係る			
	願書の受付			
キー省略	キ 省略			
ク 条例第13条の規定による <u>ふぐ取扱施設</u> の届出の	ク 条例第13条の規定による <u>ふぐ処理施設</u> の届出の			
受理	受理			
ケからシまで 省略	ケからシまで 省略			
ス 条例第18条の規定による必要な措置の命令およ	ス 条例第18条の規定による必要な措置の命令およ			
びふぐの <u>取扱い</u> の停止の命令	びふぐの <u>処理</u> の停止の命令			
セおよびソ 省略	セおよびソ 省略			
(72)の3から(76)まで 省略	(72)の3から(76)まで 省略			

# 滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表(付則第13項関係)

Iβ		新			
第1条 省略			第1条 省略		
(使用料および手数料の額)		(使用料および手数料の額)			
第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもの		第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもの			
のほか、次のとおりとする。		のほか、次のとおりとする。			
(1)から(23)の2まで 省略		(1)から(23)の2まで 省略			
(24) ふぐ調理師試験免許手数料		(24) ふぐ処理者試験免許手数料			
ふぐ調理師試験	1人1回につき	7,400円	ふぐ処理者試験	1人1回につき	7,400円
ふぐ調理師免許	1件につき	5,800円	ふぐ処理者免許	1件につき	5,800円
ふぐ調理師免許証再交付	同	3,600円	ふぐ処理者免許証再交付	同	3,600円
ふぐ調理師免許証書換	同	3,400円	ふぐ処理者免許証書換	同	3,400円
(25)から(76)まで 省略			(25)から(76)まで 省略		
2 省略			2 省略		
第3条以下 省略			第3条以下 省略		